

公益法人制度改革について 方向性決定の経緯&定款

通常総会/評議員会資料
平成22年5月14日

制度改革の目的

1. 従来 of 制度

公益法人は民法第34条に基づき、主務官庁の許可を得て設立、各種税制上の措置等を受け活動を行ってきた(公益法人数:約25,000)。

2. 改革の目的

主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭制等の制度上の問題点を解決する(総務省一元化)。

制度改革の経緯

1. 平成13年:公益法人制度改革検討開始
2. 平成16年:公益法人制度改革の基本的枠組みを閣議決定
3. 平成18年:関連3法案(法人法、認定法、整備法)が国会で成立、公布
4. 平成19年:公益認定等委員会発足
5. 平成20年12月1日:新制度の施行

新制度の概要と移行

1. 一般社団法人

法人法の要件を満たせば登記のみで設立可能

2. 公益社団法人

一般社団法人のうち、認定法に定める公益認定を受け、公益社団法人になる。

3. 移行・選択

新制度施行(H20.12)から自動的に**特例社団法人**になり、H25.11までに**一般/公益を選択**(放置あるいは公益認定または一般認可が得られない場合は解散)

当学会の取組み

下記にて情報収集、慎重に検討を行ってきた。

1. 講習会等に出席、広く知見を得た。
(日本学術会議・行政管理研究センター・環境省・国税庁など多数)
2. (財)公益法人協会を訪問・相談
3. 柳憲一郎先生による研修会(理事会)
4. 法人制度対応委員会を設置・検討
5. **公認会計士事務所に検討・書類作成委託**
6. その他、各種資料、Web検索など

当学会の対応

1. 対応(H21.11の理事会にて決定)

公益社団法人への移行申請を行なうことにし、速やかに定款変更等の準備を進める。

2. 決定の根拠

- ・目的・事業が公益法人に合致すると認識している。
- ・公益法人は社会的信用度が一般法人に比べ大きい。
- ・公益認定のメリット/デメリット比較(税制、事業の制約など14項目)によると最初から、一般認可申請を選択する理由は見当たらない。
- ・前キャビネット(第16期)の方向、全国3148法人中、約90%が公益を希望しているという実態('09のアンケート)など。

公益法人への移行・申請対応

下記に示す規程改訂と申請書類が必要になる。

1. 規程関係

公益認定基準に合致するよう定款、各種規程(20項目程度)の整備。

2. 申請関係

公益認定基準に留意し、移行認定申請書、法人の事業、収支相償の計算等(20項目程度)を作成。

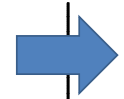
3. マイルストーン

総会(5月)で定款、公益認定の最終承認が得られれば、必要規程類整備、申請書類作成等を経て、夏頃には申請、公益法人認定委員会からの質問対応しながら、評価結果を待つことになると予想している。

名称(定款1条)

社団法人

日本騒音制御工学会



公益社団法人

日本騒音制御工学会

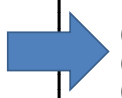
法律の改正により、既存の社団法人は、公益社団法人か一般社団法人へ移行する必要がある。本学会は、公益社団法人への移行を目指している。

公益社団法人への移行に伴い、名称も「社団法人日本騒音制御工学会」から「公益社団法人日本騒音制御工学会」へ変更される。

会員区分(定款6条)

(1) 個人会員

- ① 正会員
 - ② 名誉会員
 - ③ 学生会員
- (2) 団体会員
- (3) 賛助会員



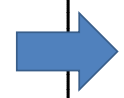
- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 学生会員
- (4) 団体会員
- (5) 賛助会員

会員の区分については、会員の皆様に、より理解し易いように見直した。

なお、基本的な区分、名称、内容に変更はない。

会長、副会長の選出(定款14条2項)

会長、副会長は総会により選出。



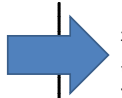
会長候補者、副会長候補者を選挙と総会により選出。
上記候補者を理事会の決議で最終決定。
(実務上、大きな変更はない。)

公益社団法人を目指すにあたり、代表理事である**会長、副会長は理事会の決議で選出**することが望ましいとされている。現状は、会長、副会長を会員の選挙と総会で選出している。

現状の選出方法を維持するため、移行後は、会員の選挙と総会により候補者を選出し、当該候補者を理事会決議で最終決定する方法を採用している。

理事会の開催(定款29条～)

書面決議、代理出席、委任状が認められていた。



書面決議、代理出席、委任状による出席は認められない。
原則、出席が必要になる。

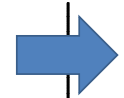
法律の改正により理事は、理事会への出席が原則になった。

但し、テレビ会議や電話会議など意見交換が出来る体制にある場合は、出席したものと認められる。

役員の数(定款13条)

理事

20名以上25名以内



理事

10名以上25名以内

現在の理事数「20名以上25名以内」は学会員の人数(1000名強)、法律(3名以上)等を勘案すると**常識的に多すぎる**。

一方、現状、**理事こそが実際の活動部隊**になっているとの御意見もある。

また、前述の通り、理事会は**理事の出席が原則**になり、過半数以上の出席が必要になる(委任状等は認められない)。

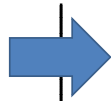
上記を考慮、下限を少なくし、かつ、現状との継続性等に鑑み、「10名以上25名以内」にしている。

将来的には、学会の活動状況等をウォッチしながら良識的に適当数の理事を選んでいただくことを望んでいる。

基本財産(旧定款47条)

基本財産

- ・基金
- ・守田栄基金



廃止
今後は目的に応じて
特定資産もしくは流動
資産として処理
(現在、どのように処
理するか検討中)

法令及び会計基準の改正により、公益社団法人においては一定の資産を除き**基本財産**という概念がなくなった。これに伴い現在、基本財産として計上されている基金と守田栄基金については、一部、**公益目的保有財産**に指定、残りを自由度の大きい運転資金、即ち**流動資産**として計上することを検討している。

おわり

今後とも、社団法人日本騒音制御工学会の活動に、ご協力賜りますようお願い申し上げます